# 第22期定時株主総会招集ご通知 (書面交付請求に伴う交付書面への記載を省略した事項)

事業報告4当社の株式に関する事項5当社の新株予約権等に関する事項6会計監査人に関する事項7業務の適正を確保するための体制8特定完全子会社に関する事項の9そ

連結計算書類および計算書類 連結計算書類の連結注記表 計算書類の個別注記表

(2023年4月1日から) 2024年3月31日まで)



株式会社みずほフィナンシャルグループ

# 4 当社の株式に関する事項

# 1 株式数

(2023年度末現在)

発行可能株式総数

5,130,000,000<sub>#</sub>

# 2 | 発行可能種類株式総数、発行済株式総数及び株主数

(2023年度末現在)

₽ A	発行可能種類株式総数	発行済株式総数	株主数
区分	株	株	名
普通株式	4,800,000,000	2,539,249,894	629,354
第一回第十四種の優先株式	90,000,000	_	_
第二回第十四種の優先株式	90,000,000	_	_
第三回第十四種の優先株式	90,000,000	_	_
第四回第十四種の優先株式	90,000,000	_	_
第一回第十五種の優先株式	90,000,000	_	_
第二回第十五種の優先株式	90,000,000	_	_
第三回第十五種の優先株式	90,000,000	_	_
第四回第十五種の優先株式	90,000,000	_	_
第一回第十六種の優先株式	150,000,000	_	_
第二回第十六種の優先株式	150,000,000	_	_
第三回第十六種の優先株式	150,000,000	_	_
第四回第十六種の優先株式	150,000,000	_	_

<sup>(</sup>注) 1. 第一回から第四回までの第十四種の優先株式の発行可能種類株式総数は併せて90,000,000株を超えないものとしております。

<sup>2.</sup> 第一回から第四回までの第十五種の優先株式の発行可能種類株式総数は併せて90,000,000株を超えないものとしております。

<sup>3.</sup> 第一回から第四回までの第十六種の優先株式の発行可能種類株式総数は併せて150,000,000株を超えないものとしております。

<sup>4.</sup> 上記の普通株式の株主数は、単元未満株式のみを有する株主188,745名を含んでおりません。

# 3 大株主

## 普通株式

(2023年度末現在)

₩╾⋒╙Ѻ╗╟Ѻ╫	当社への出資状況		
株主の氏名又は名称	持株数	持株比率	
	株	%	
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	392,039,100	15.44	
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	131,550,520	5.18	
J P モルガン証券株式会社	52,063,113	2.05	
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	51,986,845	2.04	
JP MORGAN CHASE BANK 385781	35,228,542	1.38	
SMBC日興証券株式会社	32,100,612	1.26	
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	30,016,092	1.18	
ゴールドマン・サックス証券株式会社 BNYM	27,539,848	1.08	
株式会社日本カストディ銀行(金銭信託課税口)	25,903,050	1.02	
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	24,371,300	0.96	

<sup>(</sup>注) 1. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

# 4|役員保有株式

(2023年度末現在)

	株式の交付を受けた者の人数	株式の種類および数		
取締役および執行役	16名	普通株式 62,058株		
社外取締役	1名	普通株式 4,546株		

<sup>(</sup>注)記載株数は、過年度に支給する見込みの株数が明らかとなり2023年度に交付された株式を含みます。

<sup>2.</sup> 持株比率につきましては、自己株式(881,823株)を除外して算定しております。

# 5 当社の新株予約権等に関する事項

# 1 事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等

事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等はございません。

# 2 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等

事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等はございません。

# 6 会計監査人に関する事項

# 1 会計監査人の状況

	EY新日本有限責任監査法人
	指定有限責任社員
TARLAN.	公認会計士 三浦 昇
氏名又は名称	公認会計士 津村 健二郎
	公認会計士 長尾 充洋
	公認会計士 藤本 崇裕
当該事業年度 に係る報酬等	5 0 百万円
その他	1. 監査委員会は、過年度における会計監査人の監査計画に基づく職務遂 行状況を踏まえ、当該事業年度の監査計画の内容が、リスク認識に適 切に対応した監査項目・体制となっており、効果的かつ効率的で、適 正な監査品質を確保するために必要な監査時間に基づいた報酬見積も りであるかを検討した結果、本監査報酬額が合理的であると判断し、 会社法第399条第1項の同意を行っております。
	2. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の 業務(非監査業務)である四半期連結財務諸表の翻訳に係る助言・指 導業務等を委託し、対価を支払っております。

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
  - 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額で記載しております。
  - 3. 当社、連結される子会社および子法人等が当社の会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額は、4,374百万円であります。

なお、当社、連結される子会社および子法人等と当社の会計監査人との間の契約に基づき支払うべき金額のうち確定していないものについては、概算値によっております。

# 2 会計監査人に関するその他の事項

#### イ. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

#### <解任>

- 1. 監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる等、計算書類等の監査に重大な支障が生じる事態となることが予想される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任に関する議案の内容を決定いたします。
- 2. 監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められ、速やかに解任する必要があると判断した場合、監査委員の全員の同意により、会計監査人を解任いたします。この場合、監査委員会が選定した監査委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。

#### <不再任>

監査委員会は、会計監査人の監査の方法および結果、会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制等に関し、一般に妥当と認められる水準は確保していると認められるものの、当社グループの会計監査人としてより高い監査受嘱能力等を有する会計監査人に変更することが合理的であると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定いたします。

#### ロ. 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けている重要な子会社及び子法人等

当社の重要な子会社および子法人等のうち、みずほインターナショナル(Mizuho International plc)ほか12社は、当社の会計監査人以外の監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む)の監査(会社法または金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む)の規定によるものに限る)を受けております。

# 7 業務の適正を確保するための体制

当社の「業務の適正を確保するための体制」、および「当該体制の運用状況」の概要は以下のとおりであります。

## 業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)(※)

(※2024年4月1日現在)

## 1 執行役の職務執行関連

## (1) 執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- 「経営会議規程」等に基づき、経営会議・各種委員会の議事録や関連資料、稟議書・報告書等の情報について、保存期限を定める等の必要な保存・管理を実施する他、「情報管理に関するグループ経営管理の基本的考え方」に基づき、情報管理を徹底するための具体的実践計画を策定し、定期的にフォローアップする。
- ●情報管理に関する全社的な諸問題については、コンプライアンス委員会等の経営政策委員会において総合的に審議・調整を行う。

## (2) 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 「総合リスク管理の基本方針」において、当社グループの総合リスク管理を行うに当たっての基本的な方針を定め、リスクを全体として把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から、事前ないし事後に適切な対応を行うことで経営として許容できる範囲にリスクを制御する総合リスク管理を行う。また、リスクを定義し、リスク区分を設定するとともに、リスク管理所管部室や管理体制を定める。
- 当社は、取締役会の諮問機関であるリスク委員会を設置し、リスクガバナンス等に関する事項について審議または報告を受け、取締役会に報告または提言する。
- 各種リスク管理等に関する全社的な諸問題については、リスク管理委員会等の経営政策委員会に て総合的に審議・調整を行う。
- ●「事業継続管理の基本方針」において、当社グループの緊急事態発生時等における対応および事業継続管理を行うに当たっての基本的な方針を定め、緊急事態発生のリスクを認識し、緊急事態発生時等において迅速なリスク軽減措置の対策を講じるべく、平時より適切かつ有効な対応策や事業継続管理の枠組みおよび緊急事態への対応態勢を整備し、組織内に周知することに努める。
- 「内部監査の基本方針」において、当社グループの内部監査業務を行うにあたっての基本的な方針を定め、取締役会による監督の下、組織上の独立性を確保したうえで、ガバナンス、リスク・マネジメントおよびコントロールに係る各プロセスの有効性・適切性を客観的・総合的に評価し、課題解決のための改善提言・是正勧告等までを実施する一連の活動に関する体制を整備する。
- 当社は、主要グループ会社のリスク・事業継続管理、内部監査業務の実施状況を一元的に把握・ 管理する体制を構築し、主要グループ会社以外の子会社等については、原則として主要グループ 会社を通じた管理体制を構築する。

# (3) 当社の執行役および当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保 するための体制

- 当社は、指名委員会等設置会社として、業務執行の決定を執行役に対し最大限委任することにより、迅速かつ機動的な意思決定を可能とし、スピード感のある企業経営を実現する他、顧客セグメント別の経営体制であるカンパニー制によりエンティティ横断的な戦略策定等を当社が経営管理統括として担う。
- 当社グループ全体のリスクキャパシティの範囲内でリスクアペタイトを設定するとともに、カンパニーおよびユニットにリスクアペタイト指標を展開する等のリスクアペタイト・フレームワークの運営を行う。
- 取締役会の決議事項や報告事項に関する基準、組織の分掌業務、案件の重要度に応じた決裁権限等を定めるとともに、経営会議や経営政策委員会等を設置し、当社全体として執行役の職務執行の効率性を確保する。
- 当社は「グループ経営管理規程」に基づき、経営方針・経営戦略の策定に関する事項等について、 基本方針等を策定し、これを主要グループ会社に提示する。

# (4) 当社の執行役および使用人、ならびに当社子会社の取締役等および使用人の職務の執行が 法令および定款に適合することを確保するための体制

- 『〈みずほ〉の企業理念』を実践していくうえで遵守すべき規範として「みずほの企業行動規範」を定め、経営および業務上の各種決定を行う際、常に拠り所とする。
- 「コンプライアンスの基本方針」において、コンプライアンスの徹底を経営の基本原則と位置付け、コンプライアンスの運営体制等を定めるとともに、コンプライアンスを徹底するためにコントロール・削減等の適切な対応を行う。また、コンプライアンス・ホットラインおよび会計・監査ホットラインを設置する(以下、総称してホットラインという)。
- 反社会的勢力との関係遮断、マネー・ローンダリング、テロ資金供与および拡散金融の防止については、コンプライアンスの一環として取り組み、グループ共通の重点施策として位置付け、取り組みに注力する。
- 利益相反については、お客さまの保護および利便の向上の観点から、お客さまとの取引に係る利益相反の状況に応じた対応をするために必要となる管理体制を整備する。
- 「お客さま本位の業務運営管理に関する基本方針」において、当社グループのお客さま本位の業務運営管理を行うにあたっての基本的な方針を定め、お客さま保護、業務の適切性の確保、お客さま利便性向上等に向けた体制を整備する。
- 「情報開示統制の基本方針」において、当社グループの情報開示統制を行うにあたっての基本的 な方針を定め、財務報告に係る内部統制を含めた情報開示統制に関する体制を整備する。
- コンプライアンス統括、お客さま本位の業務運営管理についてはコンプライアンス委員会、情報 開示統制についてはディスクロージャー委員会等、各々に係る全社的な諸問題については、各経 営政策委員会において総合的に審議・調整を行う。
- 当社は基本方針等に基づき、主要グループ会社のコンプライアンスの遵守状況、お客さま本位の 業務運営状況、情報開示統制の構築・運用状況等を一元的に把握・管理する体制を構築し、主要 グループ会社以外の子会社等については、原則として主要グループ会社を通じた管理体制を構築 する。
- 本項目における内部監査の体制については、(2)と同様。

- (5) 当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制、 ならびに当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- 取締役会、指名委員会、報酬委員会および監査委員会は、必要に応じ、当社の役職員(中核3社の役職員、取締役会および監査委員会においては当社子会社等の役職員を含む)を取締役会・委員会に出席させ、その報告または意見を求めることができる。当社の役職員(中核3社の役職員、取締役会および監査委員会においては当社子会社等の役職員を含む)は、要求があったときは、取締役会・委員会に出席し、取締役会・委員会が求めた事項について説明をしなければならない。
- グループ各社において、「みずほの企業行動規範」を採択する。
- 持株会社である当社が当社グループの経営において主体的な役割を果たし、経営管理業務の一環として当社グループの戦略・方針の企画機能および当社グループ各社に対するコントロール機能を担うべく、当社が「グループ経営管理規程」に定める主要グループ会社に対する直接経営管理を行う。また、主要グループ会社以外の子会社等については、当社が定めた「子会社等の経営管理に関する基準」に従い、主要グループ会社が経営管理を行う。
- 当社は「グループ経営管理規程」に基づき、グループ全体に関する重要な事項について、主要グループ会社から承認申請を受けるとともに、これらに準じる事項について、報告を受ける。また、リスク管理・コンプライアンス管理・内部監査については基本方針等に則り、必要な事項につき定期的または都度報告を受け、基本方針等との調整が必要な事項および当社が指示した場合においては、承認申請等の手続をとらせる。

# 2 | 監査委員会の職務執行関連

- (1) 監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、ならびに当該使用人の執行役からの 独立性および当該使用人に対する指示の実効性に関する事項
- 監査委員会の職務の補助に関する事項および監査委員会事務局に関する事項を所管する監査委員 会室を設置し、監査委員の指示に従う監査委員会室長がその業務を統括する。
- 監査委員会室の予算の策定、同室の組織変更および同室に所属する使用人にかかる人事については、監査委員会またはあらかじめ監査委員会が指名した監査委員の事前の同意を得る。
- 監査委員会は、監査の実効性確保の観点から、補助使用人等の体制の十分性および補助使用人等の執行役その他業務執行者からの独立性の確保に留意する。
  - (2) 当社の取締役(監査委員である取締役を除く)、執行役および使用人、ならびに当社子会 社の取締役、監査役その他これらの者に相当する者および使用人またはこれらの者から 報告を受けた者が監査委員会に報告するための体制
- ●監査委員会は、必要に応じ、当社または子会社等の役職員を監査委員会に出席させ、その報告または意見を求めることができる。当社または子会社等の役職員は、監査委員会の要求があったときは、監査委員会に出席し、監査委員会が求めた事項について説明をしなければならない。
- ●監査委員会は、内部監査グループ、コンプライアンス統括グループ、リスク管理グループ、企画 グループ、財務・主計グループ等との緊密な関係を保ち、内部統制システムに関する事項につい て報告を受け、必要に応じて調査を求める。
- ■監査委員会は、経営会議、経営政策委員会等に監査委員を出席させる等して、会社の重要な意思 決定の過程および業務の執行状況を把握するとともに、必要に応じて、当該会議において、意見 を表明することができる。

■監査委員会および監査委員は、執行役および使用人から、子会社等の管理の状況について報告または説明を受け、関係資料を閲覧する。また、監査委員会および監査委員は、取締役および執行役の職務の執行状況を監査するために必要があるときは、子会社等に対して事業の報告を求め、またはその業務および財産の状況を調査する。

# (3) 監査委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- 当社は、監査委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない こととする。
- 役員および社員等が法律違反や服務規律違反などコンプライアンスに係る問題を発見した場合に 通報することができるホットラインを設置する。ホットラインは、報告または通報に対して、秘 密保持を徹底し、通報者の個人情報を、同意なく第三者に開示しないこと、また、事実調査に際 しては、通報者が特定されないように配慮すること、通報者に対し、通報したことを理由として、 人事その他あらゆる面での不利益取扱いを行わないこと等を方針として対応する。当該方針につ いては、ホットラインを通じて監査委員会へ報告された場合にも、同様に適用している。
  - (4) 監査委員の職務の執行(監査委員会の職務の執行に関するものに限る)について生ずる 費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の 処理に係る方針に関する事項
- 監査委員会または監査委員会が選定する委員は、必要に応じて弁護士、公認会計士、その他の専門家を活用し、その費用を支出する権限を有し、職務の執行のために必要と認める費用を当社に請求する。また、当社はその費用を負担する。

## (5) その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 監査委員会は、社内取締役である非執行取締役から原則として1名または2名を常勤の監査委員として選定する。
- 監査委員会は、内部監査の基本方針、内部監査基本計画、内部監査グループにおける予算、グループCAEの委嘱および報酬、内部監査グループにおける部長人事等の同意および内部監査に関する重要な事項の決議を行う。
- ■監査委員会は、当社および当社子会社における内部統制システムの構築・運用を前提として、内部統制部門等との実効的な連携等を通じて、その職務を遂行するとともに、グループCAEから内部監査に関する重要な事項について直接報告を受け、必要に応じて調査を求め、または具体的な指示を行う。
- ●監査委員会は、必要に応じ、会計監査人および外部専門家等を監査委員会に出席させ、その報告または意見を求めることができる。会計監査人は、監査委員会の要求があったときは、監査委員会に出席し、監査委員会が求めた事項について説明をしなければならない。
- 監査委員会および監査委員は、効率的な監査を実施するため、会計監査人と緊密な連携を保つと ともに、必要に応じて、子会社等の監査委員・監査等委員・監査役と緊密な連携を保つ。

## 「業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)」の運用状況の概要

## 1 リスク管理体制

- 当社が子会社等にリスクキャピタルを配賦し、各社のリスク上限としてリスク制御を行うことで 経営の健全性を確保しております。また、リスクキャピタルの使用状況を定期的にモニタリング し、取締役会等に報告しております。
- リスク管理委員会等の経営政策委員会において総合的に審議・調整を実施し、定期的および必要 に応じて都度、取締役会等に報告しております。
- 事業継続管理について、「危機管理担当」および統括の専門組織として企画グループ内に危機管理室を設置しております。そのうえで、グループの事業継続管理態勢を統一的に維持・向上させるべく、社会環境・リスク変化等を踏まえ、年度毎にグループの整備方針・整備計画を策定し、経営会議において、整備計画の進捗を定期的にフォローアップするとともに、取締役会等に報告しております。また、経営陣も含めた実戦型のグループ共同訓練・研修等の強化を継続的に実施し、これらを通じてグループ全体の事業継続管理態勢の実効性向上に取り組んでおります。
- また、金融という重要な社会インフラの担い手として、重要度が益々増加するサイバーセキュリティのリスク管理に関し、「情報セキュリティ担当」を設置し、専門組織が企画立案・管理を行っております。
- ●「カンパニー制」導入とあわせて、3つの防衛線における1線の自律的統制機能を強化し、各カンパニー、ユニット等が自ら業務遂行に伴うリスク管理・コンプライアンスを業務と一体的に取り扱う体制を構築し、運用しております。
- 当社は主要グループ会社より、リスク・事業継続管理の状況等につき報告を受け、取締役会、監査委員会等に報告することで、主要グループ会社のリスク・事業継続管理の状況の一元的な把握・管理を実践しております。また、主要グループ会社以外の子会社等については、主要グループ会社を通じた管理を行っております。

# 2 法令等遵守体制

- コンプライアンスを徹底するための具体的な実践計画として、毎年、コンプライアンスに係る様々な態勢整備、研修、チェック等を含めたコンプライアンス・プログラムを策定、実践するとともに、進捗管理および必要な計画変更を行っております。なお、外為法令等および関連する社内ルールに対する役職員の知識・意識の向上や、外為法を含むアンチマネーロンダリング・テロ資金供与対策等業務の安定的な運営を確保する取り組みの実施状況等を確認し、外為法令等遵守態勢の一層の強化に努めております。
- 反社会的勢力への対応、利益相反管理については、コンプライアンスの一環として取り組み、上 記実践計画におけるグループ共通の重点施策として注力しております。
- ■コンプライアンス・プログラムを含むコンプライアンス統括に関する事項、お客さま本位の業務 運営管理に関する事項等についてはコンプライアンス委員会、情報開示統制に関する事項についてはディスクロージャー委員会にて各々審議・調整を実施し、定期的および必要に応じて都度、取締役会等に報告しております。

● 当社は主要グループ会社より、コンプライアンス管理の状況、お客さま本位の業務運営状況、情報開示統制の構築・運用状況等につき報告を受け、取締役会、監査委員会等に報告することで、主要グループ会社のコンプライアンスの遵守状況の一元的な把握・管理を実践しております。また、主要グループ会社以外の子会社等については、主要グループ会社を通じた管理を行っております。

## 3 内部監査体制

- 取締役会による監督の下、内部監査態勢の整備に努める他、組織上の独立性を確保したうえで、 内部監査を実施し、被監査部門へ改善提言・是正勧告を行っております(※)。また、内部監査結果を含む内部監査業務の管理等の状況について、取締役会・監査委員会等に報告しております。
- 当社は、主要グループ会社が実施する内部監査の体制・手法・深度等の適切性を精査し、内部管理体制の有効性を検証のうえ、助言・指導・是正勧告を行っております。

## 4 執行役の職務執行

- 経営会議・各種委員会の議事録、関連資料、稟議書・報告書等、重要な文書に関し、定めに従い保存・管理を実施しております。また、研修、チェックを含めた情報管理に関する具体的実践計画を策定、フォローするとともに情報管理の状況等を取締役会等に報告しております。
- 当社はコーポレート・ガバナンスおよび経営に対する監督の実効性確保、ならびに取締役会が業務執行の決定を最大限委任することにより迅速かつ機動的な意思決定を可能とし、スピード感ある企業経営を実現するため、指名委員会等設置会社を選択しております。
- ●銀行・信託・証券・アセットマネジメント・シンクタンク等の機能をスピーディに提供するための顧客セグメント別の経営体制であるカンパニー制を導入しております。
- 事業戦略、財務戦略およびリスク管理の一体運営を通じたリスク・リターンの最適化を行うべく、 リスクアペタイト・フレームワークを導入し、事業戦略や財務戦略を実現するために進んで受け 入れるリスクとして〈みずほ〉のリスクアペタイトを明確にしたうえで、戦略・施策や資源配 分・収益計画を決定し、その運営状況をモニタリングしております。
- 取締役会の決議事項や報告事項、組織の分掌業務、決裁権限等を定めるとともに、経営会議、経営政策委員会を設置し、当社全体としての執行役の職務執行の効率性を確保しております。

# 5 / グループ経営管理体制

- グループ各社は、グループ共通の『〈みずほ〉の企業理念』の下、主要グループ会社は当社が直接 経営管理を実施し、主要グループ会社以外の子会社等は、主要グループ会社を通じ経営管理を行 うことでグループ経営管理の一体性を確保しております。
- 当社は「グループ経営管理規程」に基づき、グループ全体に関する重要な事項について、主要グループ会社から承認申請を受けるとともに、これに準じる事項について報告を受けております。
- 主要グループ会社からリスク管理、コンプライアンス管理、内部監査について定期的または必要 に応じて都度報告を受け、取締役会等に報告するとともに、主要グループ会社に対してリスク管 理、コンプライアンス管理、内部監査に関する適切な指示を行っております。
- 当社グループにおける強固なグループガバナンス体制が構築できる制度として、みずほ銀行、みずほ信託銀行、みずほ証券、アセットマネジメントOneは監査等委員会設置会社としております。

## 6 | 監査委員会の職務執行

- ■監査委員会は、社内非執行取締役1名および社外取締役3名で構成し、社内非執行取締役1名を 常勤の監査委員として選定しております。常勤の監査委員は、重要な会議への出席、関係書類の 閲覧、子会社を含めた役職員からの報告聴取等を通じて監査委員会の活動の実効性確保に努めて おります。
- 監査委員会は、グループ会社に対する経営管理を含めた職務の執行状況等について執行役等から 定期的に報告を受け、主として内部統制の観点から意見交換等を実施し、有効性について確認し ております。
- このうち、内部監査についてはグループCAEを監査委員会に出席させ、定期的にグループ会社を含めた内部監査の状況等について報告を受けるとともに、必要に応じて調査を求め、具体的な指示を行っております。また、内部監査の基本方針の制定および改廃、内部監査基本計画および内部監査グループの予算、グループCAEの委嘱および報酬、内部監査グループにおける部長の人事について、監査委員会の同意事項とし、内部監査に関する重要な事項等を決議事項としております(※)。
- さらに、子会社等の監査等委員・監査役との緊密な連携を図るため、定期的および必要に応じて 都度、意見交換等を実施しております。
- 会計監査人についても定期的に監査委員会に出席させ、監査計画、監査実施状況、監査結果等に つき報告を受け、リスク認識等について議論を行っております。
- 社員等がコンプライアンスに係る問題を発見しコンプライアンス・ホットラインに通報した場合 および監査委員会に報告した場合、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを社内研修やイントラネットへの掲載により周知しております。
- 監査委員会の職務を補助する専担部署として監査委員会室を設置し、執行役の指揮命令に服さない使用人を配置しております。また、同室に所属する使用人の執行役からの独立性を確保するため、同室の使用人に係る人事および同室の予算等については監査委員会またはあらかじめ監査委員会が指名した監査委員による事前同意を行っております。

(※は2024年4月1日改定後の運用状況を記載)

# 8 特定完全子会社に関する事項

# 1 特定完全子会社の名称及び住所

株式会社みずほ銀行 東京都千代田区大手町一丁目5番5号

2 当社及び完全子会社等における特定完全子会社の株式の当事業年度の末日における帳簿価額の合計額

4,993,583百万円

3 当社の当事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額

16,290,423百万円

# 9 その他

会社法第459条第1項の規定による定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針(剰余金の配当等の決定に関する方針)

当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、剰余金の配当その他会社法第459条第1項各号に定める事項については、取締役会の決議により定めることができる旨を定款に規定しております。

当社は、「自己資本充実、成長投資、株主還元強化の最適なバランスを実現」するとの資本政策の基本方針に基づき、株主還元については「累進的な配当を基本とし、自己株式取得は機動的に実施」することとしております。なお、配当は、安定的な収益基盤の着実な成長に基づき、配当性向40%を目安に決定し、自己株式取得は、業績と資本の状況、株価水準、成長投資機会等を勘案して決定してまいります。

# 【連結注記表】

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

#### 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

- 1. 子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。
- 2. 連結の範囲に関する事項
  - (1) 連結される子会社及び子法人等

219社

主要な会社名

株式会社みずほ銀行

みずほ信託銀行株式会社

みずほ証券株式会社

なお、Greenhill & Co., Inc.他58社は株式取得等により、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

また、みずほ証券プリンシパルインベストメント株式会社他17社は清算等により、子会社及び子法人等に該当しないことになったことから、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

- (2) 非連結の子会社及び子法人等 該当ありません。
- 3. 持分法の適用に関する事項
  - (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等 該当ありません。
  - (2) 持分法適用の関連法人等

25社

主要な会社名

株式会社日本カストディ銀行

株式会社オリエントコーポレーション

みずほリース株式会社

なお、Kisetsu Saison Finance (India) Private Ltd.他 1 社は株式取得等により、当連結会計年度から持分法適用の範囲に含めております。

また、LINE Bank設立準備株式会社他1社は清算等により、関連法人等に該当しないことになったことから、当連結会計年度より持分法適用の範囲から除外しております。

- (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 該当ありません。
- (4) 持分法非適用の関連法人等

Pec International Leasing Co., Ltd.

持分法非適用の関連法人等は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、持分法適用の範囲から除外しても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法適用の範囲から除外しております。

- 4. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
  - (1) 連結される子会社及び子法人等の決算日は次の通りであります。

12月末日52社1月末日1社3月末日166社

当連結会計年度より、Mizuho Bank (USA)他8社は決算日を12月31日から3月31日に変更しております。なお、当連結会計年度における会計期間は2023年1月1日から2024年3月31日までの15ヵ月となっております。

- (2) 1月末日を決算日とする子法人等、12月末日を決算日とする子会社のうち15社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類により連結しております。またその他の子会社及び子法人等については、それぞれの決算日の計算書類により連結しております。連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。
- 5. のれんの償却に関する事項

のれんについては、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって均等償却しております。 なお、金額に重要性が乏しいのれんについては発生年度に全額償却しております。

- 6. 会計方針に関する事項
  - (1) 売買目的有価証券に準じた貸出債権の評価基準及び収益・費用の計上基準

貸出債権のうちトレーディング目的で保有するものについては、売買目的有価証券に準じて、取引の約定時点を基準として連結貸借対照表上「買入金銭債権」に計上するとともに、当該貸出債権に係る買入金銭債権の評価は、連結決算日の時価により行っております。また、当該貸出債権からの当連結会計年度中の受取利息及び売却損益等に、前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を加えた損益を、連結損益計算書上「その他業務収益」及び「その他業務費用」に計上しております。

(2) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の 時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において 決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

なお、派生商品については、特定の市場リスク及び特定の信用リスクに関して、金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債の グループを単位とした時価を算定しております。

- (3) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株

式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた 額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

- (ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(イ)と同じ方法により行っております。
- (4) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引 (特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。 なお、特定の市場リスク及び特定の信用リスクに関して、金融資産及び金融負債を相殺した 後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした 時価を算定しております。

- (5) 固定資産の減価償却の方法
  - ① 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、建物については主として定額法、その他については主として定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次の通りであります。

建物3年~50年その他2年~20年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、各社で定める利用可能期間(主として5年~10年)に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、原則として自己所有の固定資産に適用する方法と同一の方法で償却しております。

(6) 繰延資産の処理方法

社債発行費は、発生時に全額費用として処理しております。

(7) 貸倒引当金の計上基準

主要な国内の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次の通り計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に 係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に算定した予想損失額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額

を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部 署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は107.611百万円であります。

その他の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実 績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可 能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

#### (追加情報)

ロシアへの経済制裁による外貨繰り懸念等に起因し、トランスファーリスクが回避されていない債権額に対して将来発生が見込まれる予想損失額を特定海外債権引当勘定として計上しております。当該予想損失額は、ロシアのカントリーリスク評価及び外部格付機関が公表する過去のデフォルト実績等に基づき算出しており、当連結会計年度末においては特定海外債権引当勘定34,174百万円のうち、32,497百万円をロシアに関連する当該債権額に対して計上しております。

#### (8) 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘 案して必要と認められる額を計上しております。

(9) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額の うち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(10) 変動報酬引当金の計上基準

変動報酬引当金は、当社、株式会社みずほ銀行、みずほ信託銀行株式会社、みずほ証券株式会社及び一部の連結される子会社及び子法人等の役員及びグループ執行役員等に対する報酬のうち変動報酬として支給する業績給及び株式報酬の支払いに備えるため、当連結会計年度の変動報酬に係る基準額に基づく支給見込額を計上しております。

(11) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員及び執行役員の退職により支給する退職慰労金に備えるため、 内規に基づく支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計 上しております。

(12) 貸出金売却損失引当金の計上基準

貸出金売却損失引当金は、売却予定貸出金について将来発生する可能性のある損失を見積り 必要と認められる額を計上しております。

(13) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する 可能性のある損失を見積り必要と認められる額を計上しております。

#### (14) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

#### (15) 債券払戻損失引当金の計上基準

債券払戻損失引当金は、負債計上を中止した債券について、債券保有者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

#### (16) 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の5及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

#### (17) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる 方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差 異の損益処理方法は次の通りであります。

過去勤務費用:主としてその発生連結会計年度に一時損益処理

数理計算上の差異:各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数 (主として10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌 連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を 適用しております。

#### (18) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す持分法非適用の関連法人等株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

上記以外の連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算 日等の為替相場により換算しております。

## (19) 重要な収益の計上基準

証券関連業務手数料には、主に売買委託手数料及び事務代行手数料が含まれております。売買委託手数料には、株式、債券及び投資信託の販売手数料が含まれており、顧客との取引日の時点で認識されます。事務代行手数料には、投資信託の記録管理等の事務処理に係る手数料が含まれており、関連するサービスが提供されている期間にわたり認識されます。

預金・貸出業務手数料には、預金関連業務手数料及び貸出関連業務手数料が含まれております。預金関連業務手数料は収益認識会計基準の対象ですが、コミットメント手数料やアレンジメント手数料などの貸出関連業務手数料の大部分は収益認識会計基準の対象外です。預金関連業務手数料には、口座振替に係る手数料等が含まれており、顧客との取引日の時点、又は関連するサービスが提供された時点で認識されます。

受入為替手数料には、国内外の送金の手数料が含まれており、関連するサービスが提供された時点で認識されます。

信託関連業務には、主に不動産媒介の手数料や不動産の相談手数料、証券代行関連手数料が 含まれております。不動産媒介の手数料は、不動産等の媒介に係るサービスの対価として受 領する手数料であり、原則として対象不動産又は信託受益権の売買契約締結時に認識されます。不動産の相談手数料は、不動産のコンサルティング等に係るサービスの対価として受領する手数料であり、関連するサービスが提供された時点、又は関連するサービスが提供されている期間にわたり認識されます。証券代行関連手数料は、証券代行業務及び付随するサービスの対価として受領する手数料であり、関連するサービスが提供された時点、又は関連するサービスが提供されている期間にわたり認識されます。

代理業務手数料には、主に日本の宝くじ事業など代理店事業に係る事務手数料及び株式等の 常任代理業務手数料が含まれており、関連するサービスが提供された時点、又は関連するサ ービスが提供されている期間にわたり認識されます。

その他の役務収益には、生命保険の販売手数料、電子バンキングのサービス手数料、ファイナンシャル・アドバイザリー手数料、ソフトウェア開発等に係る売上等が含まれております。 生命保険の販売手数料は、保険商品の販売の対価として収受し、主に顧客との取引日の時点で認識されます。電子バンキングのサービス手数料は、主に月額基本使用料であり、関連するサービスが提供されている期間にわたり認識されます。ファイナンシャル・アドバイザリー手数料は、市場調査や事業戦略立案のサポート等の対価として収受し、関連するサービスが提供されている期間にわたり認識されます。ソフトウェア開発等に係る売上は、主に関連するサービスが提供されている期間にわたり認識されます。

信託報酬には、主に委託者から信託された財産の管理、運用等のサービス提供の対価として 受領する手数料が含まれており、信託設定時点や契約書で定められた業務の完了時点、又は 関連するサービスが提供されている期間にわたり認識されます。

その他の経常収益には、収益認識会計基準の対象となる取引が一部含まれており、株式や債券の引受手数料、クレジットカード手数料及びアセットマネジメント関連手数料等が該当します。引受手数料は原則として取引条件が確定した時点で認識されます。クレジットカード手数料は、決済が行われた時点で認識されます。アセットマネジメント関連手数料は投資信託の運用報酬と投資顧問料で構成されており、関連するサービスが提供されている期間にわたり認識されます。

#### (20) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を適用しております。

国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社において、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という)を適用しております。

ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下の通り 行っております。

- (i) 相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ 手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性 を評価しております。
- (ii) キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利 変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。

個別ヘッジについてもヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を 比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社における外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号2020年10月8日。以下「業種別委員会実務指針第25号」という)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建子会社・子法人等株式及び関連法人等株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

#### (ハ) 連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別委員会実務指針第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、当社並びに連結される子会社及び子法人等の一部の資産・負債については、繰延へ ッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

(二)「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」を適用しているヘッジ関係 上記のヘッジ関係のうち、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(実 務対応報告第40号 2022年3月17日)の適用範囲に含まれるヘッジ関係のすべてに、当該 実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しております。当該実務対応報告を適用 しているヘッジ関係の内容は、以下の通りです。

ヘッジ会計の方法…繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理によっています。

ヘッジ手段…主に金利スワップ取引、通貨スワップ取引、あるいは為替スワップ取引等

ヘッジ対象…主に金融資産・負債や外貨建金融資産・負債等

ヘッジ取引の種類…相場変動を相殺するもの、キャッシュ・フローを固定するもの

#### 会計方針の変更

(ASU第2016-13号「金融商品-信用損失」の適用)

当社の米国会計基準を適用する一部の在外子会社において、当連結会計年度の期首よりASU第2016-13号「金融商品-信用損失」を適用しております。これに伴い、償却原価区分の金融商品については、これまでの発生損失にかわり予想信用損失という考え方を導入し、当初認識時に全期間の予想信用損失を見積り、引当金を認識しております。本会計基準の適用にあたっては、当該会計基準に定める経過的な取り扱いに従い、当連結会計年度の期首時点の累積的影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首において、貸倒引当金が1,188百万円増加、偶発損失引当金が1,485百万円増加、利益剰余金が1,883百万円減少しております。また、1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

#### 重要な会計上の見積り

- 1. 貸倒引当金
  - (1) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額 貸倒引当金 787,848百万円
  - (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
    - ① 算出方法

「会計方針に関する事項」「(7) 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

なお、損失発生の可能性が高いと判断された信用リスクの特性が類似するポートフォリオにおいては、予想損失額の必要な修正を行っております。ポートフォリオの損失発生の可能性については、信用リスク管理の枠組みも活用し、外部環境の将来見込み等を踏まえて判断しております。具体的には、外部環境の将来見込み等を踏まえた損失発生のリスクが、期末日現在の与信先の内部格付や倒産実績等を基礎とした過去の損失率に反映しきれておらず、合理的な見積額が継続的に算定可能であり、かつ連結計算書類に与える影響が大きい特定のポートフォリオ等に対して、貸倒引当金を追加計上しております。当該金額は、15,378百万円であります。

② 主要な仮定

主要な仮定は、「内部格付の付与及びキャッシュ・フロー見積法に使用する与信先の将来の業績見通し」及び「予想損失額の必要な修正等に使用する外部環境の将来見込み」であります。

「内部格付の付与及びキャッシュ・フロー見積法に使用する与信先の将来の業績見通し」 は、与信先の業績、債務履行状況、業種特性や事業計画の内容及び進捗状況等に加え、 事業環境の将来見通し等も踏まえた収益獲得能力等に基づき設定しております。

「予想損失額の必要な修正等に使用する外部環境の将来見込み」は、マクロ経済シナリオや各種リスク発現の蓋然性を考慮の上設定しております。具体的には、当連結会計年度においては、金融政策の動向及びその波及影響やロシア・ウクライナ情勢の長期化影響等を踏まえたシナリオを用い、当該シナリオにはGDP成長率の予測、エネルギー価格、金利や為替などの金融指標、業種ごとの事業環境の将来見通し、人件費上昇率等を含んでおり、これらの影響により将来発生すると見込まれる予想損失額を貸倒引当金として計上しております。

③ 翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響 国内外の景気動向、特定の業界における経営環境の変化等によっては、想定を超える新たな不良債権の発生、特定の業界の与信先の信用状態の悪化、担保・保証の価値下落等 が生じ、与信関係費用の増加による追加的損失が発生する可能性があります。

#### 2. 金融商品の時価評価

(1) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

「(金融商品関係)」「2.金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項」 「(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品」に記載しております。

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
  - ① 算出方法

「(金融商品関係)」「2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項 (注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明」に記載し ております。

② 主要な仮定

主要な仮定は、時価評価モデルに用いるインプットであり、金利、為替レート、有価証券の時価等の市場で直接又は間接的に観察可能なインプットのほか、期限前償還率、倒産確率、回収率、割引率、相関係数、ボラティリティ等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合もあります。

③ 翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響 市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品 の時価が増減する可能性があります。

#### 3. 退職給付に係る資産及び負債

(1) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

退職給付に係る資産

847.116百万円

退職給付に係る負債

67,151百万円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
  - ① 算出方法

当社及び一部の連結される子会社及び子法人等は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度や退職一時金制度を設けております。退職給付に係る資産及び負債は、死亡率、退職率、割引率、年金資産の長期期待運用収益率、予定昇給率など、いくつかの年金数理上の仮定に基づいて計算されております。

② 主要な仮定

主要な仮定は、「年金数理上の仮定」であります。死亡率、退職率、割引率、年金資産の長期期待運用収益率、予定昇給率など、いくつかの年金数理上の仮定に基づいて退職給付に係る資産及び負債の金額を計算しております。

③ 翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響 実際の結果との差異や主要な仮定の変更が、翌連結会計年度の連結計算書類において退 職給付に係る資産及び負債の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

#### 追加情報

#### (役員株式給付信託 (BBT) 制度)

当社は、みずほフィナンシャルグループの企業理念の下、経営の基本方針に基づき様々なステークホルダーの価値創造に資する経営の実現と当社グループの持続的かつ安定的な成長による企業価値の向上を図る上で、各々の役員及びグループ執行役員等が果たすべき役割を最大限発揮するためのインセンティブ及び当該役割発揮に対する対価として機能することを目的に、信託を活用した株式報酬制度(以下「本制度」という)を導入しております。

#### (1) 取引の概要

本制度は、役員株式給付信託(BBT)と称される仕組みを採用しており、当社が拠出する金銭を原資として、当社株式が信託を通じて株式市場から取得され、予め定める株式給付規程に基づき当社、株式会社みずほ銀行、みずほ信託銀行株式会社及びみずほ証券株式会社の役員等に給付されるものであり、職責等に応じて株式等を給付する制度(以下「株式報酬 I」という)及び当社グループの全社業績等に応じて株式等を給付する制度(以下「株式報酬 II」という)並びに当社及び一部の連結子会社の執行理事に給付される、職責等及び当社グループの全社業績等に応じて株式等を給付する制度(以下「株式給付」という)からなります。

「株式報酬 I 」では、職責等に基づき算定された株式を原則として退任時に給付し、会社や本人の業績等次第で減額や没収が可能な仕組みとしております。

「株式報酬Ⅱ」では、当社グループが中長期的な企業価値向上に向けて重視する財務関連指標の達成度・ステークホルダーに関する指標の評価等に応じて決定された株式を3年間に亘る繰延給付を行うとともに、会社や本人の業績等次第で繰延部分の減額や没収が可能な仕組みとしております。

「株式給付」では、職責等及び当社グループの全社業績等に応じて決定された株式の一括給付を行うとともに、会社や本人の業績等次第で減額や没収が可能な仕組みとしております。本制度に基づく当社株式の給付については、株式給付規程に基づき、一定割合について、株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭の給付を行います。

なお、当該信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権は、行使しないものとしております。

## (2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く)により純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額は5,359百万円、株式数は2,910千株であります。

### (グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱いの適用)

当社及び一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

#### 注記事項

#### (連結貸借対照表関係)

- 1. 関係会社の株式及び出資金総額(連結される子会社及び子法人等の株式及び出資金を除く) 582.241百万円
- 2. 有担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が「有価証券」中の国債に合計59,786百万円含まれております。

無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は26,742,449百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは3,710,470百万円であります。

3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次の通りであります。 なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全 部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品 取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及 び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付 を行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 36,497百万円 危険債権額 700,730百万円 要管理債権額 515,503百万円 三月以上延滞債権額 456百万円 貸出条件緩和債権額 515,046百万円 小計額 1,252,731百万円 正常債権額 105,380,865百万円 合計額 106,633,596百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、 契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権 及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 4. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、1,256,485百万円であります。
- 5. 担保に供している資産は次の通りであります。

担保に供している資産

特定取引資産 6,053,914百万円 有価証券 14,741,743百万円 貸出金 8,368,476百万円

担保資産に対応する債務

預金216,990百万円売現先勘定17,553,436百万円債券貸借取引受入担保金644,522百万円借用金4,027,173百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「現金預け金」92,232百万円、「特定取引資産」427,431百万円、「有価証券」5,188,391百万円及び「貸出金」65,029百万円を差し入れております。

国債の銘柄後決め方式GCレポ取引の担保として、「有価証券」960,000百万円を差し入れております。

また、「その他資産」には、先物取引差入証拠金240,463百万円、保証金88,907百万円、金融商品等差入担保金等2,060,097百万円が含まれております。

6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、119,772,942百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが80,473,318百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている内部手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、国内銀行連結子会 社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を 「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差 額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布 定める再評価の方法 政令第119号)第2条第4号に定める路線価に基づいて、 奥行価格補正等合理的な調整を行って算出したほか、第5

号に定める鑑定評価に基づいて算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額 と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 27,662百万円 8. 有形固定資産の減価償却累計額

808,472百万円

9. 有形固定資産の圧縮記帳額

29,645百万円

- 10. 借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 204,000百万円が含まれております。
- 11. 社債には、劣後特約付社債3,258,450百万円が含まれております。
- 12. 国内信託銀行連結子会社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託 801.632百万円であります。
- 13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は1,031,181百万円であります。

### (連結損益計算書関係)

- 1. 「その他の経常収益」には、株式等売却益350.394百万円を含んでおります。
- 2. 「その他の経常費用」には、株式等売却損289,290百万円を含んでおります。

## (連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度期 首株式数	当連結会計年度 増 加 株 式 数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末 株 式 数	摘要
発行済株式					
普通株式	2,539,249	ı	ı	2,539,249	
合 計	2,539,249	l	ı	2,539,249	
自己株式					
普通株式	5,027	1,312	1,599	4,739	注
合 計	5,027	1,312	1,599	4,739	

注. 増加はBBT信託口による当社株式の取得(975千株)及び単元未満株式の買取等(336千株)によるものであり、減少はBBT信託口からの当社株式の給付及び売却(1,296千株)及び単元未満株式の買増請求に応じたこと等(303千株)によるものであります。

また、当連結会計年度末株式数には、BBT信託口が保有する当社株式(2,910千株)を含んでおります。

## 2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

		한 바 스 사 논	新株予約	新株子株	・約権の	D 目 的 数	と な る (株)	当連結会計		
区	分	新株予約権の内 訳	権の目的となる株式の種類	当連結 会 計		計年度	当連結 会 計	年度末残高 (百万円)	摘	要
			工(小/主)	年度期首	増加	減少	年度末			
		新株予約権(自	_							
		己新株予約権)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)		
当	社	ストック・オプ								
		ションとして			_			5		
		の新株予約権								
連結子	会社・									
子法	人等				_					
(目に	∃新株 1権)							(-)		
1, 4,5	11年/							_		
合		計			_			5 (-)		

## 3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
2023年5月15日 取 締 役 会	普通株式	107,882百万円	42円50銭	2023年 3月31日	2023年 6月6日
2023年11月13日 取 締 役 会	普通株式	126,919百万円	50円00銭	2023年 9月30日	2023年 12月6日
合 計		234,802百万円			

- 注1. 2023年5月15日取締役会決議による配当金の総額には、BBT信託口が保有する当社株式に対する配当金137百万円を含んでおります。
  - 2. 2023年11月13日取締役会決議による配当金の総額には、BBT信託口が保有する当社株式に対する配当金130百万円を含んでおります。
- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種 類	配当金の総額	配当の 原 資	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
2024年5月15日 取 締 役 会	普通株式	139,610百万円	利 益剰余金	55円00銭	2024年 3月31日	2024年 6月6日

注. 2024年5月15日取締役会決議による配当金の総額には、BBT信託口が保有する当社株式 に対する配当金160百万円を含んでおります。

#### (金融商品関係)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
  - (1) 金融商品に対する取組方針

銀行業を中心とする当社グループは、資金調達サイドにおいて取引先からの預金や市場調達等の金融負債を有する一方、資金運用サイドにおいては取引先に対する貸出金や株式及び債券等の金融資産を有しており、一部の金融商品についてはトレーディング業務を行っております。また、一部の連結される子会社及び子法人等では証券関連業務やその他の金融関連業務を行っております。

これらの業務に関しては、金融商品ごとのリスクに応じた適切な管理を行いつつ、長短バランスやリスク諸要因に留意した取組みを行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する主な金融資産は、取引先に対する貸出金や、国債、株式などの有価証券です。これらの金融資産は、貸出先や発行体の財務状況の悪化等により、金融資産の価値が減少又は消失し損失を被るリスク(信用リスク)、金利・株価・為替等の変動により資産価値が減少し損失を被るリスク(市場リスク)及び、市場の混乱等で市場において取引ができなくなる、又は通常より著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)に晒されております。

また、金融負債として、主に預金により安定的な資金を調達しているほか、金融市場からの 資金調達を行っております。これらの資金調達手段は、市場の混乱や当社グループの財務内 容の悪化等により、必要な資金が確保できなくなり資金繰りがつかなくなる場合や、通常よ り著しく高い金利で資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(流動性リスク) があります。

このほか、当社グループが保有する金融資産・負債に係る金利リスクコントロール (ALM) として、金利リスクを共通する単位ごとにグルーピングした上で管理する「包括ヘッジ」を実施しており、これらのヘッジ (キャッシュ・フロー・ヘッジ又はフェア・バリュー・ヘッジの)手段として金利スワップ取引などのデリバティブ取引を使用しております。

ALM目的として保有するデリバティブ取引の大宗はヘッジ会計を適用し、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。また、当該取引に関するヘッジの有効性評価は、回帰分析等によりヘッジ対象の金利リスク又は、キャッシュ・フローの変動がヘッジ手段により、高い程度で相殺されることを定期的に検証することによって行っております。なお、デリバティブ取引は、トレーディング目的としても保有しております。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
  - ① リスク管理への取組み

当社グループでは、グループ全体及びグループ会社各社の経営の健全性・安全性を確保しつつ企業価値を高めていくために、業務やリスクの特性に応じてそのリスクを適切に管理し、コントロールしていくことを経営上の最重要課題の1つとして認識し、リスク管理態勢の整備に取り組んでおります。

当社では、各種リスクの明確な定義、適切なリスク管理を行うための態勢の整備と人材の育成、リスク管理態勢の有効性及び適切性の監査の実施等を内容とした、当社グループ全体に共通するリスク管理の基本方針を取締役会において制定しております。

当社グループは、この基本方針に則り様々な手法を活用してリスク管理の高度化を図る等、 リスク管理の強化に努めております。

#### ② 総合的なリスク管理

当社グループでは、当社グループが保有する様々な金融資産・負債が晒されているリスクを、リスクの要因別に「信用リスク」、「市場リスク」、「流動性リスク」、「オペレーショナルリスク」、「レピュテーショナルリスク」、「モデルリスク」等に分類し、各リスクの特性に応じた管理を行っております。

また、当社グループでは、各リスク単位での管理に加え、リスクを全体として把握・評価 し、必要に応じて定性・定量それぞれの面から適切な対応を行い、経営として許容できる 範囲にリスクを制御していく、総合的なリスク管理態勢を構築しております。

具体的には、当社が主要グループ会社に対して各々のグループ会社分も含めたリスクキャピタルを配賦し、各社のリスク上限としてリスク制御を行うとともに、当社グループ全体(連結ベース)として保有するリスクが当社グループの財務体力を超えないように経営としての許容範囲にリスクを制御しております。当社及び主要グループ会社は、この枠組みのもとで経営の健全性を確保するためにリスクキャピタルの使用状況を定期的にモニタリングし、各社内の取締役会等に報告をしております。

#### ③ 信用リスクの管理

当社では、取締役会が信用リスク管理に関する基本的な事項を決定しております。また、信用リスク管理に関する経営政策委員会として「リスク管理委員会」を設置し、信用リスク管理に係る基本的な方針や当社グループのクレジットポートフォリオ運営に関する事項、信用リスクのモニタリング等について、総合的に審議・調整等を行っております。グループCROが所管する与信企画部とリスク統括部は共同して、信用リスク管理に関する基本的な事項の企画立案、推進を行っております。

当社グループの信用リスク管理は、相互に補完する 2つのアプローチによって実施しております。 1つは、信用リスクの顕在化により発生する損失を制御するために、取引先の信用状態の調査を基に、与信実行から回収までの過程を個別案件ごとに管理する「与信管理」です。もう 1 つは、信用リスクを把握し適切に対応するために、信用リスク顕在化の可能性を統計的な手法で把握する「クレジットポートフォリオ管理」です。クレジットポートフォリオ管理方法としては、統計的な手法によって今後 1 年間に予想される平均的な損失額(=信用コスト)、一定の信頼区間における最大損失額(=信用VAR)、及び信用VARと信用コストとの差額(=信用リスク量)を計測し、保有ポートフォリオから発生する損失の可能性を管理しております。また、特定企業グループへの与信集中の結果発生する「与信集中リスク」を制御するためにガイドラインを設定しています。

主要グループ会社では、当社で定めた「信用リスク管理の基本方針」に則った基本方針を 制定し、各社の取締役会が信用リスク管理に関する重要な事項を決定しております。また、 各社の経営政策委員会において、各々のクレジットポートフォリオの運営、与信先に対す る取引方針について総合的に審議・調整を行っております。

主要グループ会社のリスク管理担当役員は、信用リスク管理の企画運営に関する事項を所管しております。信用リスク管理担当部署は、与信管理の企画・運営並びに信用リスクの計測・モニタリング等を行っております。審査担当部署は、各社で定めた権限体系に基づき、取引先の審査、管理、回収等に関する事項につき、方針の決定や個別案件の決裁を行っております。また、業務部門から独立した内部監査グループにおいて、信用リスク管理の適切性等を検証しております。

### ④ 市場リスクの管理

当社では、取締役会が市場リスク管理に関する基本的事項を決定しております。また、市場リスク管理に関する経営政策委員会として「リスク管理委員会」を設置し、市場リスク管理に係る基本方針や運営・モニタリングに関する事項、マーケットの急変等緊急時における対応方針策定の提言等、総合的に審議・調整等を行っております。

グループCROは市場リスク管理の企画運営全般に関する事項を所管しております。リスク 統括部は、市場リスクのモニタリング・報告と分析・提言、諸リミットの設定等の実務を 担い、市場リスク管理に関する企画立案・推進を行っております。

リスク統括部は、当社グループ全体の市場リスク状況を把握・管理するとともに、主要グループ会社のリスク状況等を把握し、執行役社長への日次報告や、取締役会及び経営会議等に対する定期的な報告を行っております。

市場リスクの管理方法としては、配賦リスクキャピタルに対応した諸リミット等を設定し制御しております。なお、市場リスクの配賦リスクキャピタルの金額は、VARとポジションをクローズするまでに発生する追加的なリスクを対象としております。

トレーディング業務及びバンキング業務については、VARによる限度及び損失に対する 限度を設定しております。また、バンキング業務等については、必要に応じ、金利感応度 等を用いたポジション枠を設定しております。

主要グループ会社では、当社で定めた「市場リスク管理の基本方針」に則った基本方針を制定し、各社の取締役会が市場リスク管理に関する重要な事項を決定しております。また、当社グループ共通のリスクキャピタル配賦制度のもとで、市場リスクに対して、当社から配賦されるリスクキャピタルに応じて諸リミットを設定し管理しております。市場リスク管理等について総合的に審議・調整を行う経営政策委員会を設置するなど、主要グループ各社においても当社と同様の管理を行っております。さらに、市場性業務に関しては、フロントオフィス(市場部門)やバックオフィス(事務管理部門)から独立したミドルオフィス(リスク管理専担部署)を設置し相互に牽制が働く態勢としております。ミドルオフィスは、VARに加えて、取引実態に応じて10BPV(ベーシスポイントバリュー)等のリスク指標の管理、ストレステストの実施、損失限度等により、VARのみでは把握しきれないリスク等もきめ細かく管理しております。

#### ⑤ 市場リスクの状況

#### i. バンキング業務

当社グループのバンキング業務における市場リスク量(VAR)の状況は以下の通りとなっております。

バンキング業務のVARの状況

(単位:億円)

			当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
年	度 末	日	3,190
最	大	値	3,365
最	小	値	1,859
平	均	値	2,812

### 【バンキング業務の定義】

トレーディング業務及び政策保有株式(政策的に保有していると認識している株式及びその関連取引)以外の取引で主として以下の取引

- (1) 預金・貸出等及びそれに係る資金繰りと金利リスクのヘッジのための取引
- (2) 株式 (除く政策保有株式)、債券、投資信託等に対する投資とそれらに係る市場リスクのヘッジ取引

なお、流動性預金についてコア預金を認定し、これを市場リスク計測に反映しております。 【バンキング業務のVARの計測手法】

VAR :ヒストリカルシミュレーション法

定量基準 : ①信頼区間 片側99% ②保有期間 1ヵ月 ③観測期間 3年

ii. トレーディング業務

当社グループのトレーディング業務における市場リスク量(VAR)の状況は以下の通りとなっております。

トレーディング業務のVARの状況

(単位:億円)

			当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
年	度 末	日	34
最	大	値	92
最	小	値	33
平	均	値	56

#### 【トレーディング業務の定義】

- (1) 短期の転売を意図して保有される取引
- (2) 現実の又は予想される短期の価格変動から利益を得ることや裁定取引による利益を確定することを意図して保有される取引
- (3)(1)と(2)の両方の側面を持つ取引
- (4) 顧客間の取引の取次ぎ業務やマーケット・メイキングを通じて保有する取引

## 【トレーディング業務のVARの計測手法】

VAR :ヒストリカルシミュレーション法

定量基準 : ①信頼区間 片側99% ②保有期間 1日 ③観測期間 3年

#### iii. 政策保有株式

政策保有株式についても、バンキング業務やトレーディング業務と同様に、VAR及びリスク指標などに基づく市場リスク管理を行っております。当連結会計年度末における政策保有株式のリスク指標(株価指数TOPIX1%の変化に対する感応度)は259億円です。

#### iv. VARによるリスク管理

VARは、市場の動きに対し、一定期間(保有期間)・一定確率(信頼区間)のもとで、保有ポートフォリオが被る可能性のある想定最大損失額で、統計的な仮定に基づく市場リスク計測手法です。そのため、VARの使用においては、一般的に以下の点を留意する必要があります。

- ・VARの値は、保有期間・信頼区間の設定方法、計測手法によって異なること。
- ・過去の市場の変動をもとに推計したVARの値は、必ずしも実際の発生する最大損 失額を捕捉するものではないこと。
- ・設定した保有期間内で、保有するポートフォリオの売却、あるいはヘッジすること を前提にしているため、市場の混乱等で市場において十分な取引ができなくなる状 況では、VARの値を超える損失額が発生する可能性があること。
- ・設定した信頼区間を上回る確率で発生する損失額は捉えられていないこと。

また、当社でVARの計測手法として使用しているヒストリカルシミュレーション法は、リスクファクターの変動及びポートフォリオの時価の変動が過去の経験分布に従うことを前提としております。そのため、前提を超える極端な市場の変動が生じやすい状況では、リスクを過小に評価する可能性があります。

当社では、VARによる市場リスク計測の有効性をVARと損益を比較するバックテストにより定期的に確認するとともに、VARに加えて、リスク指標の管理、ストレステストの実施、損失限度等により、VARのみでは把握しきれないリスク等もきめ細かく把握し、厳格なリスク管理を行っていると認識しております。

#### ⑥ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループの流動性リスク管理態勢は、基本的に前述「④ 市場リスクの管理」の市場リスク管理態勢と同様です。当社では、これに加え、グループCFOが資金繰り管理の企画運営に関する事項を所管し、財務企画部が、資金繰り運営状況の把握・調整等を担い、資金繰り管理に関する企画立案・推進を行っております。資金繰りの状況等については、定期的に取締役会、リスク委員会、経営会議、執行役社長及び経営政策委員会に報告しております。

流動性リスクの計測は、市場からの資金調達に関する上限額や流動性ストレステストにおける資金余剰額等、資金繰りに関する指標を用いております。流動性リスクに関するリミット等は、リスク管理委員会での審議・調整及び経営会議の審議を経て執行役社長が決定しております。さらに、資金繰りの状況に応じた「平常時」・「懸念時」・「危機時」の区分、及び「懸念時」・「危機時」の対応について定めております。これに加え、当社グループの資金繰りに影響を与える緊急事態が発生した際に、迅速な対応を行うことができる態勢を構築しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

#### 2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額、レベルごとの時価は、次の通りであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は、次表には含めておりません((注2)参照)。また、現金預け金、コールローン及び買入手形、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、外国為替(資産・負債)、コールマネー及び売渡手形、売現先勘定、債券貸借取引受入担保金、信託勘定借は主に短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価

の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

# (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品 当連結会計年度(2024年3月31日)

(単位:百万円)

E C		連結貸借対	照表計上額	
区分	レベル 1	レベル 2	レベル3	合計
買入金銭債権	_	78,091	7,638	85,729
特定取引資産				
売買目的有価証券				
国債	1,231,186	5,334	_	1,236,521
地方債	_	133,783	_	133,783
社債	_	664,841	5,000	669,841
株式	800,806	-	48	800,855
その他	2,281,560	5,121,839	121,147	7,524,547
金銭の信託	_	552,843	5	552,849
有価証券				
その他有価証券				
株式	3,092,558	_	10,102	3,102,660
国債	10,562,257	412,135	_	10,974,393
地方債	_	583,738	_	583,738
社債	_	2,652,135	156,107	2,808,242
外国債券	4,214,340	7,983,161	95,914	12,293,417
その他 (*1)	1,209,546	1,510,105	17,864	2,737,516
資産計	23,392,258	19,698,009	413,828	43,504,096
特定取引負債				
売付商品債券等	3,445,024	557,815	36	4,002,876
社債	_	534,787	818	535,606
その他負債				
売付債券	_	1,700,345	_	1,700,345
負債計	3,445,024	2,792,949	855	6,238,828
デリバティブ取引(*2、3)				
金利債券関連	28,586	23,206	30,375	82,168
通貨関連	_	34,750	(6,357)	28,393
株式関連	(17,698)	10,412	(6,373)	(13,659)
商品関連	7,728	(8,086)	(339)	(697)
クレジット・デリバティブ	_	38,757	(4,655)	34,101
デリバティブ取引計	18,616	99,041	12,648	130,306

- (\*1)「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託については、上記表には含めておりません。第24-3項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は13,468百万円、第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は50,329百万円であります。
- (\*2) 特定取引資産・負債及び金融派生商品等に計上しているデリバティブ取引を一括して表示 しております。 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の
- (\*3) デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計を適用している取引の連結貸借対照表計上額は (1,029,922)百万円となります。主に繰延ヘッジを適用しております。なお、これらのヘッジ関係に、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(実務対応報告第40号 2022年3月17日)を適用しております。

債務となる項目については、( )で表示しております。

# (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品 当連結会計年度(2024年3月31日)

(単位:百万円)

豆八		時		連結貸借	<b>羊</b> 楯	
区分	レベル 1	レベル2	レベル3	合計	対照表計上額	差額
買入金銭債権	_	_	4,089,162	4,089,162	4,089,162	_
金銭の信託	_	_	25,960	25,960	25,960	_
有価証券						
満期保有目的の債券						
国債	512,020	_	_	512,020	519,397	△7,377
外国債券	_	3,350,903	_	3,350,903	3,525,737	△174,833
貸出金					92,778,781	
貸倒引当金(*)					△708,720	
	_	5,088	93,437,406	93,442,494	92,070,060	1,372,433
資産計	512,020	3,355,991	97,552,528	101,420,540	100,230,317	1,190,223
預金	_	159,805,074	_	159,805,074	159,854,668	△49,594
譲渡性預金	_	11,589,336	_	11,589,336	11,590,532	△1,196
借用金	_	5,326,076	110,572	5,436,648	5,449,852	△13,203
社債	_	10,280,735	812,202	11,092,937	11,464,105	△371,167
負債計	_	187,001,221	922,775	187,923,996	188,359,159	△435,162

<sup>(\*)</sup> 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、貸出金以外の科目については、対応する貸倒引当金の重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額にて計上しております。

#### (注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

### 資 産

#### 買入金銭債権

買入金銭債権のうち証券化商品については、市場価格に準ずるものとしてモデルに基づき 算定された価格(ブローカー又は情報ベンダーから入手する価格等)等によっており、入手 した価格に使用されたインプットに基づき、重要な観察できないインプットを用いている場 合にはレベル3、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

これらに該当しない買入金銭債権については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値を 時価としており、重要なインプットである割引率等が観察不能であることから主にレベル3 に分類、又は債権の性質上短期のもの等であり、時価は帳簿価額と近似していることから、 当該帳簿価額を時価としており、レベル3に分類しております。

#### 特定取引資産

特定取引資産については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。

重要な観察できないインプットを用いて、将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの 評価技法によって時価を算定している場合はレベル3の時価に分類しております。

## 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券等は市場価格、ブローカー又は情報ベンダー等から入手する評価等によっており、構成物のレベルに基づき、レベル2又はレベル3の時価に分類しております。

#### 有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル 1 の時価に分類しております。主に株式、国債がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル 2 の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。

投資信託は、市場価格又は公表されている基準価額等によっており、活発な市場における 無調整の相場価格を利用できるものはレベル1、そうでないものはレベル2の時価に分類し ております。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請 求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準 価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金等の合計額を、市場利回りに信用リスク等のリスク要因に基づく一定の割引率を加えた金利で割り引いて時価を算定しており、観察できないインプットによる影響が重要な場合はレベル3、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

証券化商品は、ブローカー等から入手する評価又は経営陣の合理的な見積りによるモデルに基づき算定された価格をもって時価としており、重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。経営陣の合理的な見積りによるモデルに基づき算定された価格を算定するにあたって利用したモデルは、現在価値技法、価格決定変数は倒産確率、回収率、期限前償還率、割引率等であります。

#### 貸出金

貸出金については、主に貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を信用リスク等のリスク要因を織込んだ割引率で割り引いて時価を算定しており、当該割引率が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、主に見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

#### 負債

#### 預金及び譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金、譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、市場金利を用いております。なお、預入期間が短期間(6ヵ月以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、主として当該帳簿価額を時価としております。

これらについては、レベル2の時価に分類しております。

## 特定取引負債及びその他負債

特定取引負債及びその他負債中の売付債券については、活発な市場における無調整の相場 価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに 含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に社債がこれに含まれます。

重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

#### 借用金

借用金の時価は、主に一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しており、観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

#### 社債

当社並びに連結される子会社及び子法人等の発行する社債の時価は、市場価格のある社債 は市場価格によっており、市場価格のない社債は元利金の合計額を同様の社債を発行した場 合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。市場価格のあ る社債はレベル2の時価に分類しております。市場価格のない社債は、観察できないインプ ットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類 しております。

一部の在外子会社において発行する社債の時価は公正価値オプションを適用しており、時価評価モデルに基づき時価を算定しております。算定にあたり観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

## デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものは レベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や金利先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。また、取引相手の信用リスク並びに連結される子会社及び子法人等自身の信用リスクに基づく価格調整及び無担保資金調達に関する価格調整を行っております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、プレイン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しており、商品関連取引等が含まれます。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金等の連結貸借対照表計上額は次の通りであり、金融 商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している計表中の「金銭 の信託 | 及び「その他有価証券 | には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	連結貸借対照表計上額	
市場価格のない株式等 (*1)	525,813	
組合出資金等(*2)	533,303	

- \*1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれ、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日) 第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
- \*2 組合出資金等は主に匿名組合、投資事業組合、匿名組合出資を信託財産構成物とする金銭の信託等であります。これらは「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日) 第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
  - 3 当連結会計年度において、2.522百万円減損処理を行っております。

#### (収益認識関係)

## (1) 収益の分解情報

(単位:百万円)

区分		当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
経常収益		8,744,458	
うち役務取引等収益		1,060,235	
	預金・貸出業務手数料(注) 1	358,100	
	証券関連業務手数料	251,246	
	受入為替手数料	107,133	
	信託関連業務	79,372	
	保証関連業務(注) 2	43,850	
	代理業務手数料	38,328	
	その他の役務収益	182,203	
うち信託報酬		61,487	
うちその他の経常収益(注) 1		7,622,735	

- (注) 1. 収益認識会計基準の対象となる契約による収益が一部含まれております。
  - 2. 収益認識会計基準の対象外となる契約による収益です。
  - 3. 上記の表に記載されている収益認識会計基準の対象となる契約による収益に関しては、 主に「リテール・事業法人カンパニー」、「コーポレート&インベストメントバンキング カンパニー」、「グローバルコーポレート&インベストメントバンキングカンパニー」か ら発生しております。

## (2) 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産及び契約負債の残高等については、連結貸借対照表上、その他資産及びその他負債に計上しています。当連結会計年度において、契約資産及び契約負債の残高等に重要性はありません。

## (3) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度において、既存の契約から翌期以降に認識することが見込まれる収益の金額に重要性はありません。なお、1年以内の契約及び当社グループが請求する権利を有している金額で収益を認識することができる契約については注記の対象に含めておりません。

## (1株当たり情報)

1株当たりの純資産額4,037円28銭1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額267円88銭潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額267円88銭

株主資本において自己株式として計上されているBBT信託口に残存する自社の株式は、1株当たりの純資産額の算定上、当期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。 なお、控除した当該自己株式の当期末株式数は2.910千株であります。

また、1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり親会 社株主に帰属する当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式 に含めております。なお、控除した当該自己株式の期中平均株式数は2,759千株であります。

# 【個別注記表】

#### <重要な会計方針>

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- 2. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産

有形固定資産は、定率法(ただし、建物については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次の通りであります。

建 物:6年~50年

その他: 2年~15年

(2) 無形固定資産

商標権については、定額法を採用し、10年で償却しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。

3. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、発生時に全額費用として処理しております。

- 4. 引当金の計上基準
  - (1) 當与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額の うち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(2) 変動報酬引当金

変動報酬引当金は、当社の役員及びグループ執行役員等に対する報酬のうち変動報酬として 支給する業績給及び株式報酬の支払いに備えるため、当事業年度の変動報酬に係る基準額に 基づく支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金(含む前払年金費用)は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次の通りであります。

過去勤務費用:その発生事業年度に一時損益処理

数理計算上の差異:各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数(10年) による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損 益処理

- 5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
  - (1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

### <貸借対照表の注記>

- 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 2. 担保に供している資産

投資その他の資産のうち21.975百万円

3. 有形固定資産の減価償却累計額 8,112百万円 無形固定資産の減価償却累計額 3,229百万円

- 4. 1年内償還予定の社債及び社債には、劣後特約付社債3.110,450百万円が含まれております。
- 5. 長期借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。

#### 6. 偶発債務

- (1) 当社の子会社である株式会社みずほ銀行発行の米ドル建てシニア債に対し保証228,480百万円を行っております。
- (2) 当社の子会社である株式会社みずほ銀行のドイツ国内の預金に対し、ドイツ預金保険機構規約に基づき、ドイツ銀行協会宛に補償する念書を差入れております。

#### 84.178百万円

- (3) 当社の子会社であるみずほ証券株式会社及びMizuho International plcの共同ユーロ・ミディアムターム・ノート・プログラムに関し、当社は、子会社である株式会社みずほ銀行と連帯してキープウェル契約を各社と締結しております。なお、本プログラムにおいて、当社がキープウェル契約を締結している社債発行残高は432.620百万円であります。
- (4) 当社の子会社であるみずほ証券株式会社が行う債券売買取引業務に対し保証4,000百万円を行っております。

7. 関係会社に対する短期金銭債権 関係会社に対する短期金銭債務 関係会社に対する長期金銭債権 関係会社に対する長期金銭債権 関係会社に対する長期金銭債務504,797百万円 633,308百万円 9,621,128百万円 11,396百万円

#### <損益計算書の注記>

- 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 2. 関係会社との取引高

営業取引

営業収益611,442百万円営業費用4,521百万円営業取引以外の取引高239,924百万円

### <株主資本等変動計算書の注記>

- 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株 式 数	当事業年度増加株 式 数	当事業年度減少 株 式 数	当事業年度末 株 式 数	摘要
自己株式					
普通株式	4,057	1,033	1,298	3,792	注
合 計	4,057	1,033	1,298	3,792	

注. 増加はBBT信託口による当社株式の取得 (975千株) 及び単元未満株式の買取 (57千株) によるものであり、減少はBBT信託口からの当社株式の給付及び売却 (1,296千株) 及び単元未満株式の買増請求に応じたこと (2千株) によるものであります。また、当事業年度末株式数には、BBT信託口が保有する株式 (2,910千株) を含んでおります。

## <税効果会計の注記>

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### 繰延税金資産

関係会社株式	133,615百万円
税務上の繰越欠損金	25,128百万円
その他	13,529百万円
繰延税金資産小計	172,273百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△25,128百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△135,549百万円
評価性引当額小計	△160,677百万円
繰延税金資産合計	11,595百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	△10,458百万円
固定資産売却益	△3,459百万円
その他	△180百万円
繰延税金負債合計	△14,097百万円
繰延税金資産(△は負債)の純額	△2,502百万円

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

#### <1株当たり情報の注記>

1. 1株当たり純資産額2,358円14銭2. 1株当たり当期純利益金額218円08銭